

## 北九州市設計業務委託若手・女性・担い手育成表彰制度選定委員会要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、北九州市設計業務委託若手・女性・担い手育成表彰実施要領（以下「実施要領」という。）第5条第6項に基づき、設計業務委託において優れた技術力を発揮した若手技術者・女性技術者・ベテラン技術者を表彰対象者として選定するために設置された、北九州市設計業務委託若手・女性・担い手育成表彰制度選定委員会（以下「選定委員会」という。）について、詳細を定めるものである。

### (構成)

第2条 選定委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 技術部長

委員 技術企画課長、検査課長、技術支援課長

- 2 委員長は必要があると認められるときは、前項に掲げた者以外の出席を求めることができる。
- 3 委員長に事故があるときは、技術支援課長がその職務を代理する。

### (審査)

第3条 選定委員会は、実施要領第5条第5項より、付議された表彰候補者について、設計業務委託若手技術者・女性技術者表彰候補者業務状況報告書及び設計業務委託若手技術者・女性技術者表彰候補者評定表又は設計業務委託ベテラン技術者表彰候補者評定表をもとに、審査を行う。

### (選定)

第4条 選定委員会は、北九州市設計業務委託若手・女性・担い手育成表彰実施要領に基づき、付議された表彰候補者の中から表彰対象者を選定する。

- 2 選定委員会は、前条における審査結果を踏まえ、表彰候補者の中から成績上位3位までを表彰対象者として選定する。

### (選定委員会の開催)

第5条 選定委員会は、委員長が召集する。

- 2 選定委員会は、選定結果を技術監理局長へ報告する。

### (事務局)

第5条 本要領に係る事務を処理するため、技術部技術支援課に事務局を置く。

- 2 事務局は前条2項の結果について、設計担当課を経由して申請者に通知する。

### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。